

第7回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年3月20日
 告示番号 第3号
 会議年月日 平成31年3月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 岩 渕 道 明
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第7回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時33分

議 長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第7回一関市農業委員会総会を開会します。 なお、5番 鈴木 勝 委員より欠席の旨の届出がありました。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りをいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 畠山 信吾 委員、15番 遠藤 勝幸 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第15号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	それでは、1ページをお開き願います。 報告第15号、専決処分の報告についてご説明します。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専

決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成31年3月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第20号までの20件、20名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」する、と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第15号」の説明を終わります。

7番
佐藤均委員

この際、ご質問ございませんか。

めったにないことですが、19番にあっせんの有無について有りとなっています。

局 長 補 佐

どのような対応をしたのかお聞きしたいと思います。

それでは、私からお答えさせていただきますが、こういうようにあっせんが有りという場合につきましては、事務局を通じて地元の農業委員のほうに連絡して、あっせんをしてもらうようには話をしております。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第15号の質疑を終わります。

次に、「報告第16号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。

8ページをお開き願います。

報告第16号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご

説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第2号までの2件、5筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知をしております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分2件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第16号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第16号の質疑を終わります。

次に、「議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

9ページをご覧願います。

議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請8件でございます。

第1号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成41年3月31日までの10年間で、物納となっております。

第3号であります。10ページにかけてでございますけれども、譲渡人と譲受人は親子でありまして、後継者である譲受人が経営安定のため生前一括贈与により取得するものであります。

次に、第4号であります。貸付人が労力不足の状態にあるこ

とから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成34年3月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、第5号であります。12ページにかけてでありますけれども、第5号及び第6号については、いずれも貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が賃貸借により借受けして新規に農業経営を始めようとするものであります。

賃貸借期間は記載のとおり平成33年3月31日までの2年間で、物納となっております。

借受人は会社員であり、その傍ら農業に従事しようとするもので、就労労働力としては本人と妻であり、水稻を作付けする営農計画書を提出しております。

第7号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成41年3月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第8号であります。13ページにかけて掲載しております。

第8号におきましては、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成36年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請6件でございます。

13ページから14ページにかけてであります。第9号につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため、生前一括贈与により取得をするものであります。

第10号については、借受人は昨年度は作業委託により耕作を請け負っておりましたが、今年度からは経営安定のため賃貸借により借受けしようとするものであります。

賃貸借期間は記載のとおり平成33年12月31日までの2年9か月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第11号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営安定のため、贈与により取得しようとするものであります。

次に、15ページから17ページにかけてであります。第12号につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため生前一括贈与により取得をするものであります。

す。

第13号については、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため、借受人に使用貸借権を再設定するものです。

貸借期間は記載のとおり平成41年3月31日までの10年間となっております。

次に、18ページから19ページになりますが、第14号については、譲受人は現在県外に居住をしておりますが、今年後半市内に戻る予定のため、農地を取得し農業を始めようとするものです。

売買金額は記載のとおりとなっております。

就労労働力としては、本人のほか妻と長男であり、水稻、野菜を作付けする営農計画書を提出しております。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第15号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成41年12月31日までの10年9か月で、物納となっております。

第16号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成36年12月31日までの5年9か月となっております。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

20ページをご覧ください。

第17号については、譲渡人が労力不足であり、耕作が困難なことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第18号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は平成36年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第19号については、譲渡人が経営規模を縮小したいことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

21ページをご覧ください。

第20号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、

譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第21号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できないため、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第22号については、貸付人は一関市ですが、もともとは平成15年に黄海財産区の所有する土地であったものを旧藤沢町に贈与されたものであり、借受人は、畜産業のための草地として借受けするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成34年3月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

以上、22件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第47号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果及び補足の説明がある場合は、併せて報告をお願いいたします。

8 番
松岡千賀子委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成31年3月12日、火曜日、午前9時より、現地調査員 永畠委員、そして私 松岡です。

木村農地利用最適化推進委員、事務局職員 岩渕事務局長補佐、千葉主任です。

報告内容、第1号から第8号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

3 番
皆川清喜委員

花泉地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日は平成31年3月11日、午前9時より、調査員は私 皆川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、同じく小野寺委員、事務局職員 西巻主任主事、支所職員 藤江産業経済課主任主事です。

議 長
11番
石川誠司委員

報告内容、第9号から第14号について、別紙現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上、報告を終わります。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域から農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成31年3月11日、月曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員として私 石川、農地利用最適化推進委員といたしまして小野寺委員、同じく菅原委員、事務局職員といたしまして千葉主任、支所職員といたしまして熊谷産業経済課主任主事でございます。

報告内容、第15号から第16号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

以上で終わります。

議 長
24番
千田幹雄委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いします。

千厩地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

調査日が平成31年3月11日、午前9時30分より、調査員が農業委員が私 千田でございます。

それから農地利用最適化推進委員 千葉、同じく小野寺、事務局職員が千葉主任、支所職員として畠山産業経済課主査でございます。

報告内容ですが、第17号から第18号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま

す。

以上でございます。

議 長
4番
千葉綾雄委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は平成31年3月11日、月曜日、午前10時から行いました。

議長
15番
遠藤勝幸委員

現地調査員として農業委員 千葉、農地利用最適化推進委員 岩
淵、菅原 2名、支所職員として土屋産業経済課主任主事です。

報告内容、第19号について、別紙現地調査書のとおり現地確認
又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効
率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ない
と思われます。

以上、報告します。

ご苦労さまでした。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、川崎地域です。

現地調査日、平成31年3月11日、午前9時より、調査員です
が、この報告書には私が載っていますけれども、所用がありまし
て私は出席しておりません。

現地調査員は農地利用最適化推進委員 高橋委員、小野寺委員
の2名と、支所職員として菅原産業経済課課長補佐であります。

この案件は私に絡む案件なもので、そのために休んだわけでは
ないのですが、そのような面もありまして、現地調査には参加し
ておりません。

第20号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確
認又は航空写真等により調査しました結果、効率的な利用が図ら
れ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。

以上です。

議長
19番
佐々木栄一委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域、農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日は平成31年3月11日、月曜日、午後1時30分より、
調査員につきましては農業委員 私 佐々木でございます。

推進委員 伊藤、畠山、そして事務局職員 西巻主任主事、支所
職員に佐藤産業経済課主事でございます。

以上、5名で行いました。

報告内容といたしまして、第21号から第22号について、別紙農
地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調
査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等
もないことから問題ないと思われます。

以上であります。

議長
議長

ありがとうございました。

		<p>以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。</p> <p>なお、第20号について15番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を第20号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第47号」を第20号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、第20号について審議いたします。</p> <p>遠藤 勝幸 委員は退室願います。</p> <p>(午後1時59分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、第20号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第47号」、第20号を可と決しました。</p> <p>遠藤 勝幸 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時00分 入室)</p>
議	長	<p>遠藤 勝幸 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第47号」、第20号は可と決しました。</p>
議	長	<p>次に、「議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐		<p>22ページをお開き願います。</p> <p>議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対す</p>

議 長

3 番
皆川清喜委員

る意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は3件で、花泉地域、大東地域、藤沢地域各1件ずつでございます。

第1号は、太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、自家用車の駐車場及び農機具置場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、育成豚舎及び家畜排せつ物処理施設を建築したいので、畑10,698㎡のうち9,857.68㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地でございますが、農用地区域の用途に合った利用を行うことから転用に問題はないものと考えます。

現在、申請人は、防疫性と生産性を高めるため生育段階ごとに「繁殖離乳」「育成」「肥育」と農場を3つに分離し養豚を行っておりますが、今回は、「育成」の部分の規模拡大と施設の近代化を図ろうとするものでございます。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第48号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から報告をお願いいたします。

まず、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第4条の現地調査の結果を報告いたします。

現地調査日、調査員は3条と同じなので省略いたします。

報告内容といたしまして、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地はJ R花泉駅から北西に約1.3kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・南側が農地、北側が山林となってい

議 長
11番
石川誠司委員

ます。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第4条現地調査報告をいたします。

大東地域です。

日時、調査員は3条と同じなので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書のとおり現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第4条現地調査報告をいたします。

藤沢地域でございますが、現地調査日、現地調査員につきましては3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

申請人が農業用施設(豚舎及び家畜排せつ物処理施設、管理棟、駐車場)を建築する計画であり、雨水については既設の用悪水路に放流、家畜糞尿については浄化处理の上、既設の用悪水路に放流する(将来的には申請地の西側にある相川ダム下流地点まで配管し放流する)ため、周辺農地に影響はございません。

この土地につきましては、国営開発農地造成に伴った畑での申請となっております。

申し添えます。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対

する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議長 長 挙手満場です。

議長 長 よって、「議案第48号」を許可相当と決します。

局長補佐 長 次に、「議案第49号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐 局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 23ページをお開き願います。

議長 長 議案第49号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

議長 長 次のとおり、農地法第4条の規定による許可処分の取消願出書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。

議長 長 本議案に係る申請は、東山地域2件でございます。

議長 長 第1号は、平成29年2月13日付けで、自己住宅を建築する目的で県の許可があったものでございますが、自己資金が不足したため、許可を取消しするものでございます。

議長 長 第2号は、平成22年9月15日付けで、自己住宅を建築する目的で県の許可があったものでございますが、転用許可後に北上市内に転勤となり、現在は北上市内に自己住宅を建築し、一関市に戻る見込みがないことから許可を取消しするものでございます。

議長 長 説明は以上で終わります。

議長 長 以上で「議案第49号」の説明を終わります。

議長 長 審議願います。

19番 佐々木栄一委員 2番でございますけれども、自己住宅を建築したということですか。

局長補佐 一関市に戻る見込みがないということですが。

局長補佐 2号につきましては、北上市内に現在は自己住宅を建築したということございまして、一関市には戻る見込みがないということで、一関市内に自己住宅を建築するという転用許可申請については、許可を取下げするというものでございます。

19番 佐々木栄一委員 わかりました。

議長 長 ほかにございませぬか。

6番 佐藤徹委員 それで、北上に家を建てて一関に戻る見込みがないということでございますけれども、申請地である畑は今後、そのまま畑として残るのでしょうか。

局長 補 佐	それにつきましては、そのまま畑で残る予定ということでございます。
議 長	ほかにございますか。
議 長	(なしの声あり)
議 長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
議 長	「議案第49号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
議 長	(挙手満場)
議 長	挙手満場です。
議 長	よって、「議案第49号」を許可相当と決します。
局長 補 佐	次に、「議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
	なお、説明は朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。
	局長補佐より説明いたさせます。
	24ページをお開き願います。
	議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
	次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。
	本議案に係る申請は31件で、一関地域が26件、花泉地域が2件、大東地域が1件、川崎地域が1件、藤沢地域が1件でございます。
	第1号は、譲受人の現在の住居が老朽化してきたため、自己住宅及び作業場を建築したいので、転用申請するものでございます。
	農地区分は、第2種農地と判断いたしました。
	第2号は、借受人が自己住宅を建築したいので、転用申請するものでございます。
	農地区分は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。
	第3号は、借受人の家族がふえたため、現在の住居が狭くなったことから自己住宅を建築したいので、転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

25ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が貸家住まいのため自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第5号は、譲受人が2区画の宅地分譲を行いたいので転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が宅地進入路を拡幅するため転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第7号は、譲受人が運送業を営んでおり、申請地に隣接する空家は倉庫として利用する計画ですが、駐車場が確保できないことから申請地を取得し、従業員用駐車場として整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第8号から32ページの第26号までは、借受人が貸し店舗を建築したいので転用申請するものでございます。

今回、譲受人が事業拡大に伴い、近隣の土地利用状況を確認し、19人の土地所有者と田39筆、29,890㎡の賃貸借、一部は売買もありますけれども、その契約を進めてきたところ、合意に至ったことから転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

なお、店舗等の配置につきましては、皆様にお配りしております議案第50号資料というのをご覧いただきたいのですが、市役所から東のほうに、ビッグハウスの前の所に田んぼがありますけれども、その田んぼの一带を整備するというようなことで、この灰色部分については店舗が並ぶという計画でございます。

まだ、具体的にはどういう店が来るかというのは把握しておりませんが、駐車場とか店舗の並びはこのように予定をしているということでございます。

33ページをお開き願います。

第27号は、借受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申

請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第28号は、譲受人が太陽光発電パネルを設置したいので転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第29号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード等として利用したいので、畑488㎡のうち203.8㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、平成31年5月1日から平成31年10月31日までの予定で
ございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はない
ものと考えます。

第30号は、借受人が中古乗用車の露店展示販売場として利用し
ているものの追認申請でございます。

申請者は、平成30年3月に申請地に移転してきましたが、農業
委員の気付きから地目を確認したところ、農地であることが判明
し、追認申請をするよう指導したところ、今回申請があったもの
でございます。

借受人は外国人であり、農地法については知らないと思われま
すが、指導により転用申請があったことから悪意はなく、適切な
処理がなされていけば許可になったと思われま。

なお、申請人双方から、始末書を徴しております。

農地区分は、第1種農地と判断いたしました。住宅その他申
請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、ま
たは業務上必要な施設で、集落に接して設置されるものに該当す
ることから、転用に問題ないものと考えます。

第31号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード
等として利用したいので、畑5,651㎡のうち183.87㎡を一時転用
申請するものでございます。

期間は、平成31年5月1日から平成31年10月31日までの予定で
ございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完
了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はない
ものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

議 長
8 番
松岡千賀子委員

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第50号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日等は3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約3.8kmの位置にあり、周囲は東・南・西側が農地、北側が市道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから周辺農地に影響はないと思われま

す。
第2号、申請地は、一関市役所から北東に約1.7kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が宅地及び農地、南側が農地、北側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第3号、申請地は、JR山ノ目駅から北東に約4.3kmの位置にあり、周囲は東・北側が農地、西・南側が道となっています。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
第4号、申請地は、JR一ノ関駅から南東に約600mの位置にあり、周囲は東側が水路、西側が農地、南側が宅地、北側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
次のページになります。

第5号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.3kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・北側が農地、南側が公衆用道路となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第6号、申請地は、一関ICから南西に約1kmの位置にあり、周囲は東側が道、西側が農地、南側が市道、北側が宅地となっております。

申請人が宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第7号、申請地は、JR山ノ目駅から東に約7.1kmの位置にあり、周囲は東・南側が宅地、西側が水路、北側が農地となっております。

申請人は貨物自動車運送事業等を営んでおり、当該地に隣接する空き倉庫を取得したものの、従業員の駐車場が十分に確保できないことから、従業員用駐車場を個人で整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第8号から第26号、申請地は、一関市役所から北東に約1.7kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が農地及び市道、南側が市道、北側が現況市道及び現況宅地となっております。

申請人が貸し店舗を建築する計画であり、雨水排水は敷地内に雨水用貯水槽を整備し、北側の堤内排水路へ放流の予定であり、汚水排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第5条現地調査結果を報告いたします。

現地調査日、調査員は3条、4条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第27号、申請地は、JR清水原駅から北東に約2.7kmの位置にあり、周囲は東・西側が宅地、南側が市道、北側が原野となっております。

議 長
3 番
皆川清喜委員

議 長
11番
石川誠司委員

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響ないものと思われま

第28号、申請地はJ R清水原駅から東に約1.4kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西側が宅地及び公衆用道路、南側が宅地、北側が宅地及び国道となっております。

申請人が太陽光パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域から農地法第5条現地調査報告をいたします。

日時等は3条、4条と同じでありますので割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果を報告いたします。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う資材置場及び作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから周辺農地に影響はありません。

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、川崎地域です。

調査日は平成31年3月11日、午前9時より、調査員は先ほどの3条と同じでございます。

この案件につきましては、先ほど説明にありましており、昨年のちょうど今頃に、この申請した土地が農地であるか否かを調べた結果、農地であるというようなことから所有者に対して指導を行ってきたものであります。

これは前農業委員の伊藤委員と2名で行ってきておりました。

それで、農地転用になかなか進まなかったわけは、第1種農地ということで、第1種農地を埋め立てて現状の形になってきているわけでした、これは年数をいつまで遡ればいいのか、伊藤委員とも話をし、記憶が曖昧というようなことで、やはりここで一回、しっかりしなければいけないということで、所有者の方に申請を行っていただきました。

議 長
15番
遠藤勝幸委員

議 長
19番
佐々木栄一委員

第1種農地なものですから申請がなかなか通らなかったということで、事務局ともいろいろ相談しながら、やっと今回の5条申請にたどり着いたところであります。

現地調査の報告を行います。

申請地は、川崎支所から東に1.2kmの位置にあり、周囲は東・西側が宅地、南側が国道、北側が農地となっております。

申請人が中古車の露天展示販売場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われま

す。
なお、本計画は平成30年3月に整備してしまっ

たことから、追認により許可を

求めるものでありま

す。
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたし

ます。
藤沢地域の報告をいたし

ます。
現地調査日、調査員につきましては3条、4条と同じでござ

いますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行

った結果、下記のとおり報告いたします。
申請人が携帯電話無線中継基地局建設に伴う資材置場及び作業用スペースとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。
以上、報告いたします。

議 長
4番
千葉綾雄委員

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

30番の案件ですけれども、今ご説明のあった車の件、これは多々見受けられるところがございますけれども、車の保険会社ということですが、一応受付をする場合、その代表者名とかそういったものを受けておく必要があるのではないかと思います。

また何か所もそういったところは見られますけれども、この中で審議されるのは初めてのよう

なケースでございますが、そういった面をご指導する必要が出てくるのではないかと、このように思いました。

局長 補佐

まず、代表者氏名ということでございますけれども、今回の転用の案件の中に法人での申請というものが何件かありますけれども、そのいずれにつきましても代表者氏名については特には入れてございません。

今回はたまたま外国人であったということだったのですけれども、前例に倣うというか、ほかと同じようにいたしまして、代表者の氏名につきましては入れておりませんでした。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

19番

30番の件でございます。

佐々木栄一委員

大変苦勞して今回の案件があがったようでございますけれども、先ほどの説明によりますと、始末書を取りつけるということでございますけれども、その始末書というものは我々は見せてもらえることができるのでしょうか、できないのでしょうか。

局長 補佐

普通は始末書までは公開というか、特に関係者の方以外については見せておりませんが、特に農業委員で見たいということであれば事務局のほうに来ていただいて、見てもらってもかまわないと思います。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

9番

この外国人ということで、国籍までは明確になっているのでしょうか。

永島幸一委員

転用申請には、名前で外国人であるということはわかりますけれども、国籍までは把握しておりません。

局長 補佐

9番

こういう場合というのは国籍の確認がほしいような気がするのですけれども、どうでしょうか。

永島幸一委員

暫時休憩します。

議長

(午後 2 時40分 休憩)

(午後 2 時43分 再開)

議長

再開いたします。

局長 補佐

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

農地法上では外国人とかそういうような人を審査の対象にしておりません。

今回につきましては、たまたま会社の代表者が外国人であったということだったのですけれども、法人で出てきた場合については、法人でやれるかどうかというのを審査して許可するというこ

議 長
11番
石川誠司委員

とになりますので、特に国籍の関係については審査の対象にはなっていないということでございます。

今後、審査の過程で国籍なども聞いていたほうが良いということであれば、その辺も確認して申請のほうは受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

この30番の件で始末書ということですが、たしか昨年、大東地域内でもこういう不都合な始末書、要するに簡単に言えば届出を1枚出せばそれで済むのだと、本来ならやはり、さっき遠藤委員がいろいろ苦労した話もありました。

やはりそれだけ苦労してやっても紙切れ1枚、始末書ということで取ってそれで終わり、やはり前に私、何かのときに話をしたことがあるのですが、ここに来て、このように知らないでやってしまったとか、すみませんでしたとか、やはり釈明するべきだと言ったのですが、そういうことは今までなかったのですが、やはり届出をしたほうがやり得みたいだ、やはりそういうことでは今後はいかななものかと思えますし、また、先ほど永畠委員がおっしゃった国籍確認の件で、これからますます外国人がふえるかもしれない、どういう人なのかある程度は調べないと、今後ますますこういうことが発生するというのが危惧されますので、やはり慎重には慎重を重ねて審査すべきだと私は思います。

今後、よろしく願いします。

局 長

わかりました。

いくつかのご指摘を受けまして、今後このような案件の場合は慎重に審査するようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長
15番
遠藤勝幸委員

ほかにございませんか。

今回の自動車販売店の転用について、いろいろ勉強したわけですが、第1種農地というようなことで所有者の方も役場に行って初めて転用できないというようなことで、埋め立てをしてしまった後に気付いたというような感じだったのですが、私が聞きたいのは、今回の一関開発のように中里地区で大規模なショッピングセンターのようなものを造っていくということですが、もともとここも圃場整備されて第1種農地だったと思います。

それが、今、第3種準工業地域というようなことで、農地という名目ではあるのですが、結構優良農地だったと思います。

でも、第2、第3種というようになると都市開発しても可能ということで、今回の中古車屋と、今回、たまたま案件に出てきた中里地区を比べてみて、どこが違うのかというように考えるところです。

圃場整備が終わってから何年間は第1種農地から転用できないということで、なぜできないかという国民の税金を使って耕地を整備しているのだからできない、何年間かはできないというような話をされました。

ただ、今回の件、中里地区のところを見ると、圃場整備から何年経ったかわかりませんが、準工業地域、第3種、これは我々農業委員会で1種か3種というように簡単に決められるものでもないです。

というようなことで、やはり都市計画でなぜそうなるのかというように思うのですが、その過程というか、やり方というか、1種から2種、3種に変わっていくその過程、どういうことで変わっていくのかということをお聞きしたいと思います。

議 長

暫時休憩いたします。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時43分 再開)

議 長
局 長

再開します。

ただいまの遠藤委員からのご質問でありますけれども、まず30番の川崎の事例と、それから一関地域で大規模な農地転用があった箇所の違いで見ますと、一関地域の場合は、あそこは都市計画上の網掛けがそもそもあって、その中で準工業地域というようなことになって、その中にある農地については第3種農地というように判断されるということになりますので、そういうことでそちらは3種になりますし、こちらのほうはそういうことがございませんので、第1種農地というような判断、その中で転用が許可できるか否かという判断を農業委員に諮るということで今回の申請になったというような、そのような経過でございます。

よろしく願いいたします。

15番
遠藤勝幸委員

それはわかっているのですけれども、やはり中里地区も前は圃場整備してあのようになれたと思ったのですけれども、その際は第1種でした。

そこから都市計画で変わったということですか。

局 長

今の中里地区については、確かに今おっしゃるとおり、以前は

そういう優良な農地であったと思いますけれども、いろいろその後の時代の背景の変化とかもありまして、あそこに大きな道路ができたということが大きいです。

もともとなかった、あの磐井病院に通じる道路ができて、それによって、その道路の周囲が何mまでは準工業地域というような都市計画上の網掛けがあつて、それでそもそもの土地利用の優先順位がそのように決まったというような、そういう事情だろうと思います。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数です。

よつて、「議案第50号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第51号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

35ページをお開き願います。

議案第51号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。

あわせて、議案番号3につきましては、承認を受けた後、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書の提出があつた場合は、許可相当とすることについて意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が、一関地域が1件、花泉地域が2件でございます。

第1号は、平成30年2月8日付けで、4区画の建売分譲を行うため、平成31年3月31日までの工事期間で5条許可があつたものでございますが、記載の理由のとおり、別な大工職人に依頼して建売住宅を建築することになったことから、期間内の完了が困難

となり期間を延長するものでございます。

36ページをお開き願います。

第2号は、平成30年10月12日付けで、携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用するため、平成31年4月11日までの一時転用期間で5条許可があったものでございますが、記載の理由のとおり、トレーラーでの建設重機搬入が困難で、自走で搬入しなければならず、そのため岩手県及び警察署への申請手続き中であり、期間内の完了が困難となったことから期間を延長するものでございます。

第3号は、平成17年9月26日付けで、4区画の建売分譲及び4台分の駐車場用地、通路等の整備を行うため5条許可があったものでございますが、既に4棟分は分譲済みで、駐車場用地と通路等は記載の理由のとおり、売却が困難となっておりました。

しかし、今回残っていた土地を取得し、自己住宅を建築しようとする承継者が現れたことから、記載のとおり転用事業計画を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第51号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第51号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当とする方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長 挙手満場です。
よって、「議案第51号」を許可相当と決めます。

議 長 次に、「議案第52号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 37ページをお開き願います。

議案第52号 一関市農用地利用集積計画の撤回についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画撤回処分書の提出がありましたので、議決を求めるものでございます。

		39ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、千厩地域に係る利用権貸借の撤回が50件でございます。
		申請地は、平成33年度より農地中間管理機構関連農地整備事業により基盤整備を行う予定の小梨地区内の農地で、本事業により基盤整備を行うためには15年以上の貸借契約が必要なため、以前の10年の貸借契約を一度撤回し、今月の集積・配分計画で再度15年以上の契約を締結するものでございます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第52号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第52号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第52号」は可と決します。
議	長	次に、「議案第53号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		45ページをお開き願います。
		議案第53号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。
		一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。
		47ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、利用権貸借が70件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件が16件、集団案件が154件でございます。
		初めに利用権貸借でございますが、第1号から57ページの第18号までは、一関地域に係る申請でございます。
		第19号から70ページの第39号までの21件は、花泉地域に係る申

請でございます。

第40号から71ページの第42号までの3件は、大東地域に係る申請でございます。

第43号から73ページの第49号までの7件は、千厩地域に係る申請でございます。

第50号から75ページの第54号までの5件は、東山地域に係る申請でございます。

第55号から79ページの第67号までの13件は、室根地域に係る申請でございます。

80ページをお開き願います。

第68号は、川崎地域に係る申請でございます。

第69号と第70号の2件は、藤沢地域に係る申請でございます。

81ページをお開き願います。

次に所有権移転でございますけれども、第1号と第2号は、一関地域に係る申請でございます。

別冊のほうをご覧願います。

82ページになりますけれども、農地中間管理機構との貸借で個別案件ということになります。

第1号から83ページの第3号までの3件は、一関地域に係る申請でございます。

第4号は、花泉地域に係る申請でございます。

第5号から87ページの第14号までの10件は、東山地域に係る申請でございます。

第15号は室根地域、第16号は川崎地域に係る申請でございます。

89ページをお開き願います。

次に農地中間管理機構との貸借で集団案件となります。

第1号から107ページの第152号までは、千厩地域に係る申請となっております。

第153号と第154号は、藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細については記載のとおりですのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

議長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第53号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第15号について6番 佐藤 徹 委員、第54号について15番 遠藤 勝幸 委員、第59号から第61号について4番 千葉 綾雄 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

21番
畠山潔委員

70ページの41番、地番が38-2の件ですが、地目が現況田となっているのですが、一方で専決処分の6番ですが同じ地番で地目が樹園地となっています。

何かいきさつがあればお伺いしたいのですが。

局長 補 佐

すみません、これにつきましては現況が田ということになっているというようございまして、3ページのほうでは樹園地となっていますが、こちらのほうの地目を田んぼに訂正していただきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

申し訳ありませんでした。

10番
佐藤和威治委員

ただいまの関係ですけれども、現況が田んぼというご説明でしたけれども、登記簿が、相続のほうは樹園地ですよね。

それで専決処分をした、だけれども、違ったということは何でしょうか。

そうすると、先ほど承認をした私どもの意見も違ってくるのではないのでしょうか。

もう一度ご説明を賜りたいと思っております。

局長 補 佐

すみません、これは事務局のほうで確認させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

議長

暫時休憩いたします。

(午後3時12分 休憩)

(午後3時23分 再開)

議長
局長 補 佐

再開いたします。

3ページのほうにつきましては、登記地目は田ということで確認できました。

それで、農地台帳のほうは樹園地になっているということございまして。

航空写真で、基盤法のほうも確認させていただきましたけれど

		も、現況が田ということでございますので、こちらの3ページのほうにつきましても、こちらも田ということになったと思いますので、訂正のほうをよろしくお願いします。
議	長	ほかにございませんか。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第53号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第15号、第54号、第59号から第61号を除き可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第53号」は貸借権設定第15号、第54号、第59号から第61号を除き可と決します。
議	長	次に、貸借権設定第15号審議いたします。 佐藤 徹 委員は退室願います。 (午後3時26分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第53号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第15号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第53号」、貸借権設定第15号を可と決しました。 佐藤 徹 委員は入室願います。 (午後3時26分 入室)
議	長	佐藤 徹 委員に申し上げます。 「議案第53号」、貸借権設定第15号は可と決しました。
議	長	次に、貸借権設定第54号について審議いたします。 遠藤 勝幸 委員は退室願います。 (午後3時27分 退室)

議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第53号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、 貸借権設定第54号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第53号」、貸借権設定第54号は可と決しました。
		遠藤 勝幸 委員は入室願います。 (午後 3 時28分 入室)
議	長	遠藤 勝幸 委員に申し上げます。 「議案第53号」、貸借権設定第54号は可と決しました。
議	長	次に、貸借権設定第59号から第61号を審議いたします。 千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後 3 時28分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第53号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、 貸借権設定第59号から第61号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	満場です。 よって、「議案第53号」、貸借権設定第59号から第61号を可と 決しました。
		千葉 綾雄 委員は入室願います。 (午後 3 時29分 入室)
議	長	千葉 綾雄 委員に申し上げます。 「議案第53号」、貸借権設定第59号から第61号は可と決しまし た。
議	長	次に、「議案第54号 農用地利用配分計画案に係る意見につい て」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

108ページをお開き願います。

議案第54号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、109ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。

110ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が8件でございます。

第1号は、一関地域に係る申請でございます。

第2号は、花泉地域に係る申請でございます。

第3号は、千厩地域に係る申請となっております。

第4号と125ページの第5号でございますけれども、これは東山地域に係る申請でございます。

第6号は、室根地域に係る申請となっております。

第7号は、川崎地域に係る申請でございます。

第8号は、藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の内容につきましては記載のとおりでございます。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第54号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第54号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

よって、「議案第54号」は可と決します。

議長

次に、「議案第55号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補佐

126ページをお開き願います。

議案第55号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は5件で、一関地域が2件、大東地域が1件、千厩地域が1件、東山地域が1件でございます。

申請の内容は、記載のとおりですのでご覧願います。

いずれの案件につきましても、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第55号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。

8番

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

松岡千賀子委員

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日等は5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約2.7kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、南・北側が用悪水路を挟んで宅地、西側が用悪水路を挟んで農地となっております。

平成2年頃から駐車場として貸しており、既に農地性は失われておりました。

第2号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約2.7kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・北側が山林、南側が農地となっております。

平成7年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

11番

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

石川誠司委員

大東地域から農地法適用外現地調査報告をいたします。

日時とか委員は3条と同じでありますので割愛させていただきます。

<p>議 長 24番 千田幹雄委員</p>	<p>ます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地調査、確認を行った結果を報告いたします。 平成元年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。 以上で報告を終わります。 ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農地法適用外現地調査報告を行います。 調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。 報告内容ですが、現地調査書により現地確認を行いました結果、下記のとおりでございますので報告いたします。 第4号、昭和52年頃から自宅への進入路及び宅地として利用しており、既に農地性は失われております。 以上でございます。 ありがとうございました。 次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。 東山地域の農地法適用外現地調査報告書。 現地調査日、平成31年3月11日、午前10時30分より、現地調査員、私 鈴木と推進委員 千葉、渡辺、菅原、支所職員 渡邊産業経済課課長補佐です。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第5号、申請地は、東山支所から北西に約4.8kmの位置にある田河津字袴腰地内であり、周囲は1-83は東側が原野、西側・南側が山林、北側が市道となっており、1-89及び1-90は東・西・南・北側とも山林となっています。 酪農を廃業したため、平成10年頃から牧場として管理されず原野化しており、既に農地性は失われておりました。 以上です。 ご苦労さまでした。 以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
<p>議 長 13番 鈴木初男委員</p>	<p>ます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地調査、確認を行った結果を報告いたします。 平成元年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。 以上で報告を終わります。 ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農地法適用外現地調査報告を行います。 調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。 報告内容ですが、現地調査書により現地確認を行いました結果、下記のとおりでございますので報告いたします。 第4号、昭和52年頃から自宅への進入路及び宅地として利用しており、既に農地性は失われております。 以上でございます。 ありがとうございました。 次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。 東山地域の農地法適用外現地調査報告書。 現地調査日、平成31年3月11日、午前10時30分より、現地調査員、私 鈴木と推進委員 千葉、渡辺、菅原、支所職員 渡邊産業経済課課長補佐です。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第5号、申請地は、東山支所から北西に約4.8kmの位置にある田河津字袴腰地内であり、周囲は1-83は東側が原野、西側・南側が山林、北側が市道となっており、1-89及び1-90は東・西・南・北側とも山林となっています。 酪農を廃業したため、平成10年頃から牧場として管理されず原野化しており、既に農地性は失われておりました。 以上です。 ご苦労さまでした。 以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p>

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第55号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第55号」を可と決します。
議	長	以上で議案審議が終了いたしました。 第7回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。 (午後3時39分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員